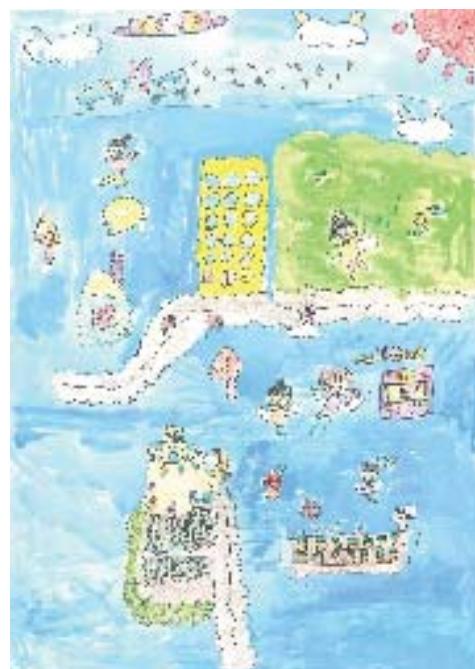


## 第6章 実現化方策



“快適に過ごせる街へ”  
中学校3年 富家 芹香さん



“未来のまち”  
小学校3年 亀田 桃佳さん

※平成19年3月策定時“未来の野洲市”作品募集 入選作品より

## 第6章 実現化方策

### 1. 都市づくりを推進するためのしくみづくり

都市づくりは、野洲市で暮らす人々、野洲市で働き、学ぶ人々、そして野洲市に訪れ、憩い、楽しむ人々が主体となって進めていくことが望まれます。市民等自らが都市づくりの主役であることを認識し、行政が側面的に支援する各種事業を積極的に活用するなど、市民等自らがめざす方向に歩み出す必要があります。

都市づくりにおいては、既存の社会基盤を生かしつつ、社会基盤の活用方法等の充実を考慮する必要があります。この充実のためには、実際に地域の需要を的確に把握し、既存ストックの活用方法を検討する必要があります。また、地域住民の生活に基づいた施策と、各種公共施設利用者の利便性の向上に向けた施策の展開が必要です。都市計画マスタープランの策定にあたっては、地域別のタウンミーティングの開催により市民等が参加した計画づくりを行っており、この活動を踏まえつつ、市民等が主体となった“協働”による都市づくりが期待できるものと考えられます。

#### (1) 都市づくり・地域づくりの役割の明確化

都市計画マスタープランに基づく各種事業を円滑に進めていくためには、野洲市で暮らす市民や野洲市の経済を支える企業の理解と協力、さらに行政の支援が必要となります。そして、市民、企業と行政が、それぞれの役割を明確にし、都市づくり・地域づくりに関わっていくことが求められます。

##### ①市民等の役割

野洲市民は、居住地周辺の住環境に配慮した家づくり、庭づくりなど、自らできることを主体的に進め、近隣居住者と協調しつつ、身近なところから住みよい地域にするための方法を考え、実践していくことが求められます。また、自治会等の地域単位の取り組みや、市民等が主体となる活動団体等での取り組みにおいては、公共空間の環境・景観保全、地域の安全確保等個人だけではできないを中心に行政と協働しながら実践していくことが求められます。

平成10年に制定された「特定非営利活動促進法」により、全国で様々なNPO法人が設立されておりますが、地域環境の保全、景観の創出等都市づくりの分野においてもNPO等が重要な役割を担うことが期待されます。このため、NPOとその他各種都市づくりに関する活動団体・組織の育成・支援を含めた協力体制の充実に努めていきます。

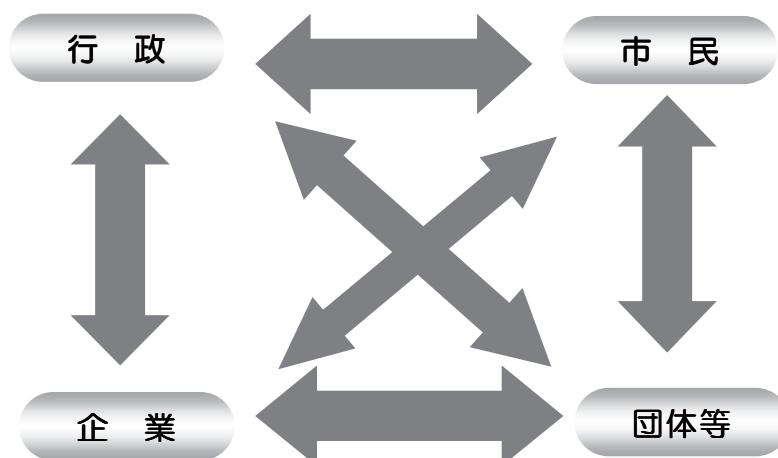
## ②企業の役割

野洲市で操業する企業は、地域における企業活動を通じて、企業も地域社会の一員となる「企業市民」として、市民等との連携・協力のもと、地域の維持・発展に進んで貢献することが望まれます。特に、周辺緑化、公的空間の環境美化、地域振興のための提案など多様な分野にわたり、社会貢献活動に取り組んでいくことが求められています。

近年では、企業における社会的責任（CSR—Corporate Social Responsibility）が評価され、従来の経済的利益追求を重視した企業価値評価に対して、社会的責任という視点から、企業の行動が評価されています。また、工場立地法に基づく緑地の確保や屋外広告物の規制による景観保全、公共交通機関等生活関連施設におけるバリアフリーの促進等、直接的に都市づくりに関わる役割も重要であり、全国的に展開している企業が立地する野洲市において、企業が都市づくりに与える影響は大きいものがあります。

## ③行政の役割

行政は、都市計画マスタープラン等において都市づくり、地域づくりの目標を明確に示すとともに、府内各分野の横断的な連携の強化を図りつつ、計画的に道路、公園、下水道等の都市基盤の整備を行い、効率的・効果的な都市づくりを推進します。また、市民が主体となって進める都市づくり・地域づくり活動におけるサポーター・コーディネーターとして、必要な情報・場の提供や相談窓口等の施策の充実を図ります。

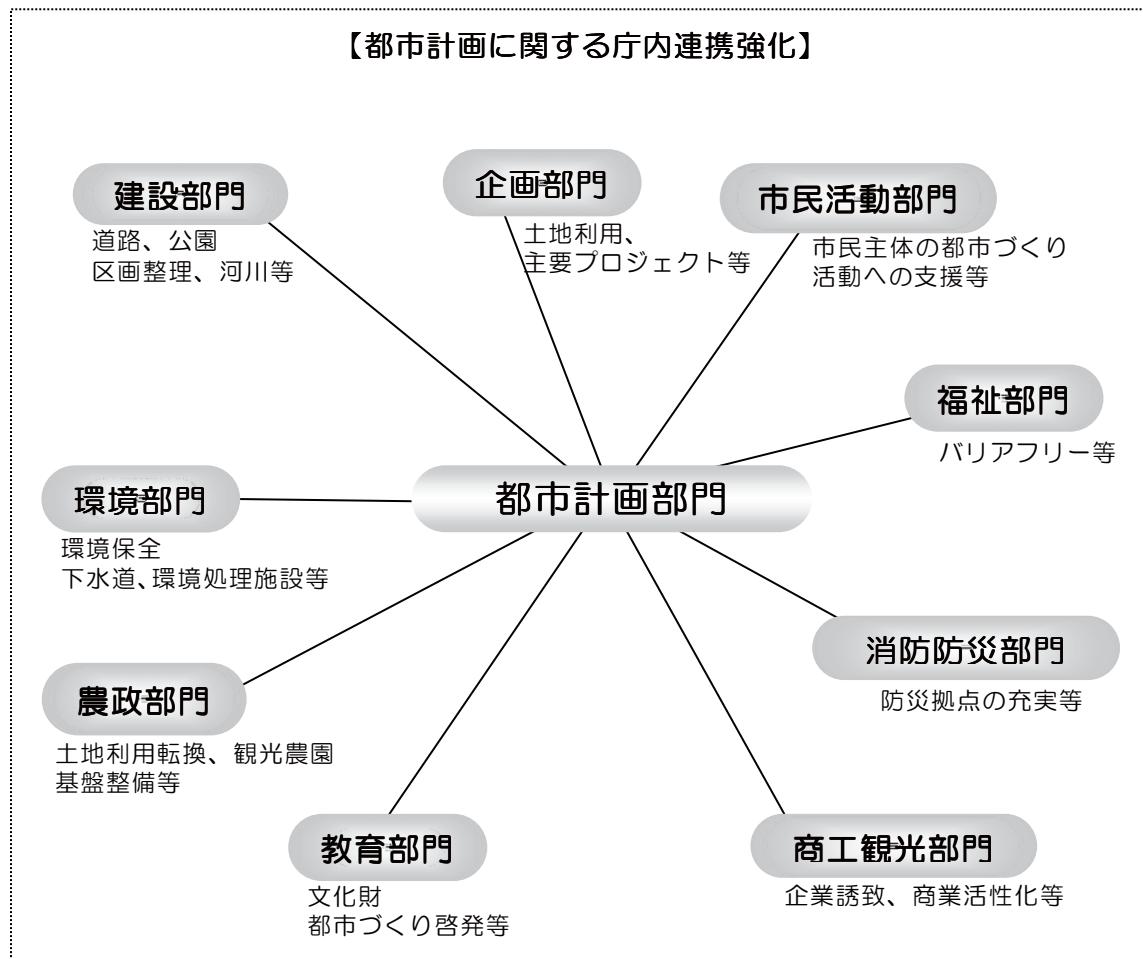


【都市づくりの役割イメージ】

## (2) 都市計画の推進体制

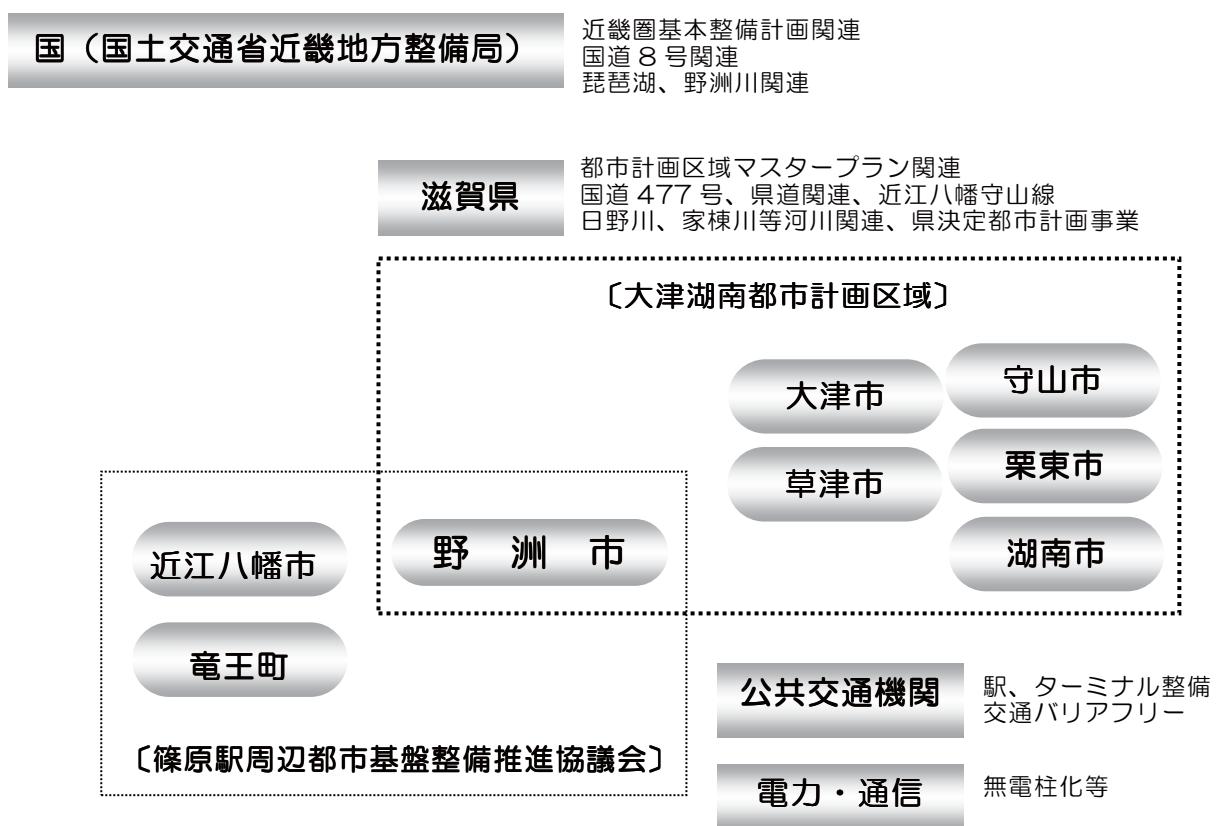
### ① 庁内体制の強化・充実

都市計画は、土地利用や道路等の都市施設の整備、緑地等環境・景観の保全・創出、バリアフリー等多岐にわたるため、建設部門をはじめ、企画、農政、商工観光、環境、消防防災、福祉、市民活動等、庁内の様々な分野が連携して取り組む必要があります。このため、都市計画マスタープランに位置づけた方針に基づき、円滑な事業の展開に向け、関連する分野との連携強化を図り、分野横断的な取り組みを進めます。



## ②関係機関との連携強化

野洲市の都市計画は、野洲市が主体となりつつ、各種事業が円滑に実施されるよう、国・滋賀県等の関係機関との連携はもとより、大津湖南都市計画区域を構成する都市やJR篠原駅周辺で隣接する近江八幡市、竜王町（篠原駅周辺都市基盤整備推進協議会）といった都市との協力、調整、さらに野洲市の都市計画に大きく関わるJR西日本等の公共交通機関や電力・通信事業者等の公益企業との連携を図ります。



【関係機関との連携イメージ】

### (3) 都市計画事業の進め方

#### ①優先度の明確化

都市計画マスタープランに位置づけた道路や公園、下水道等の都市施設等の整備、維持・管理等には多くの事業費が必要となります。

限りある財源を合理的・効果的、計画的に投資するため、費用対効果の分析、事業の必要性や効果、地域の状況、事業の熟度、社会経済情勢に即応した上位・関連計画との整合、地域住民との合意状況等を総合的に勘案した事業評価等を行い、堅実な事業の推進に努めます。そして、評価した事業については、財源の確保に努め、着実な実現に努めます。

都市計画マスタープランに示された整備方針について、市民の要望、重要性、緊急性、広域性等を考慮し、計画的、効率的な事業展開を図ります。

**実施中の事業**：現在事業（計画）が着手されており、今後、計画的に整備を進める事業

**実施検討する事業**：都市づくりを進める上で、重要性や緊急性等から判断して着手をめざす事業、及び都市の動向や、市民の事業の理解度、成熟度等から判断し、長期的に検討する主な事業

実施中の事業	実施検討する事業
<ul style="list-style-type: none"><li>・都市計画道路大津湖南幹線整備事業</li><li>・都市計画道路六条野洲線整備事業</li><li>・JR野洲駅南口整備事業</li><li>・JR篠原駅橋上化事業</li><li>・吉川緑地整備事業</li><li>・県道安養寺入町線整備事業</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・国道8号野洲栗東バイパス（都市計画道路野洲栗東線）整備事業</li><li>・富波経田総合運動公園整備事業</li><li>・永原御殿跡史跡整備事業</li><li>・JR野洲駅周辺のバリアフリー化事業</li><li>・JR新駅整備事業</li><li>・(仮称)湖南・東近江広域幹線道路整備事業</li><li>・都市計画道路野洲駅北口線(未供用部)整備事業</li><li>・都市計画道路南桜永原線(未供用部)整備事業</li><li>・野洲公園整備事業</li><li>・大篠原公園整備事業</li><li>・JR野洲駅前排水対策事業</li></ul>

#### 【主な事業】

## **②整備手法の検討**

都市づくりの整備にあたっては、土地区画整理事業や地区計画制度をはじめとする多様な事業・制度を積極的に導入するとともに、都市計画事業に関わらず、環境、景観、防災、バリアフリー等様々な分野の事業手法の活用と組み合わせにより、効果的な事業の推進を図ることが必要です。このため、国・滋賀県が進める事業等を積極的に活用していきます。

## **③民間活力の導入検討**

都市計画マスターPLANに位置づけた各種整備方針やこれに基づく事業・施策の推進にあたり、事業費の削減や、効率的かつ効果的な質の高い公共サービスの提供等をめざしていく必要があるため、公園や駐車場等の公共施設の整備、維持管理、運営等については、PFIや指定管理者制度等を活用した、民間活力の導入による新しい整備手法の可能性を検討していきます。

## 2. 都市づくり・地域づくりへの市民参加

広義の“まちづくり”は、土地利用や都市施設整備、市街地開発事業といった都市計画事業をはじめとする物的空間を扱うものから、美化、清掃等の生活環境や、子育て、介護等の福祉環境、防犯・防災、生涯学習・文化活動、イベント開催等に至る幅広い分野が含まれています。

都市計画マスタートップランでは、都市計画に関連する事項を中心として、“都市づくり”の方針として位置づけています。

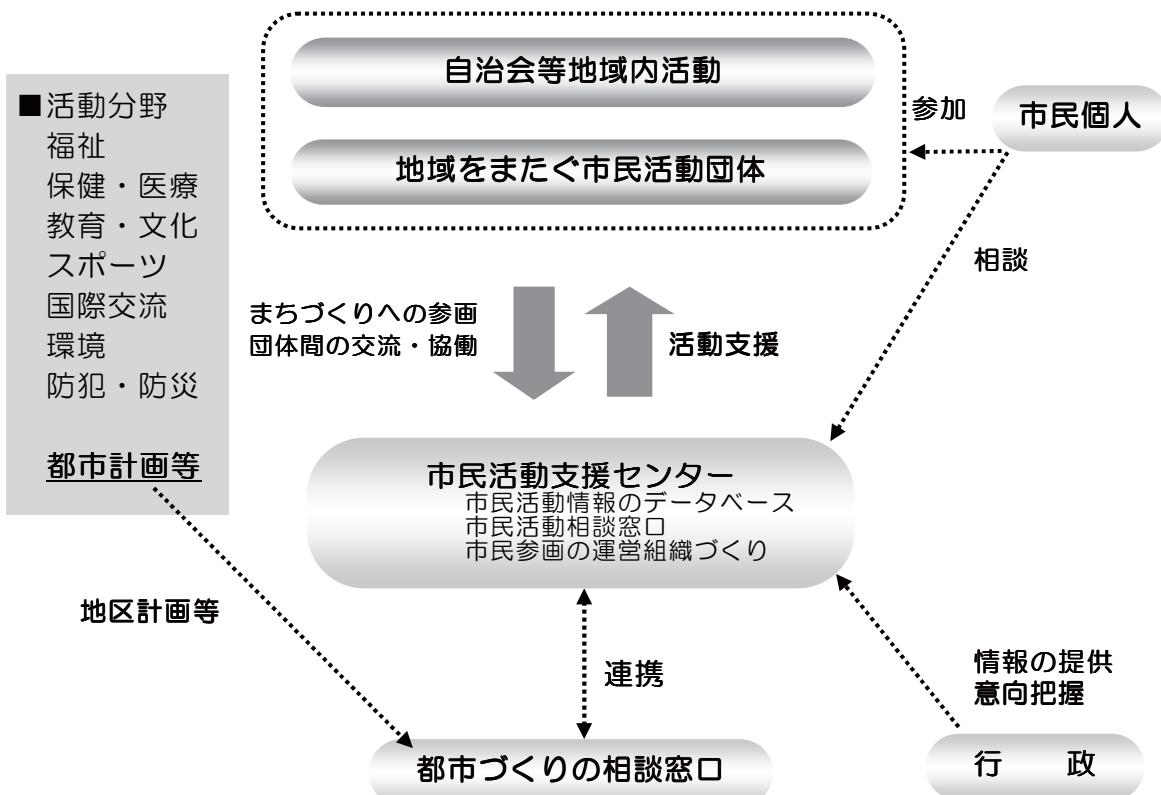
### (1) 都市づくりと市民活動

近年、地方分権の推進により地域主体のまちづくりが期待されています。そして、地域主体のまちづくりにおいて市民活動は一層重要になっています。

野洲市では、『野洲市市民活動促進計画(平成18年3月 野洲市市民活動促進委員会)』において、(仮称)市民活動サポートセンターを中心とした市民活動の促進に向けた取り組みをとりまとめました。そして、『野洲市まちづくり基本条例』を制定し、市民活動に対する支援制度等の確立をめざしています。

広義のまちづくりの一分野として、都市計画を基本とする都市づくり・地域づくりにおいても、様々な市民活動への支援を基本としつつ、必要に応じて、地区計画制度の活用や建築協定の締結等による地域独自のルールづくり等を誘導、支援するなど、市民の参加と協力による地域づくりを展開していきます。この都市づくり・地域づくりを着実に進め、実現していくため、『野洲市まちづくり基本条例』による市民参加を基本としつつ、都市づくりを推進していくための体制を充実していく必要があります。

都市計画に関連する事項においては、市民活動支援センターと連携しつつ、都市づくり・地域づくりの受け皿となる相談窓口等を設置し、情報の提供や、市民及び市民活動団体等が、気軽に相談できる場づくりを行います。そして、必要に応じて都市計画に関する事業の検討に参画していただき、市民と行政が良好な関係を築きながら都市づくり・地域づくりを進めます。さらに、出前講座やアドバイザーの派遣など、市民活動の受け皿だけでなく、都市づくり・地域づくりのリーダとなる「人づくり」についても積極的に推進します。



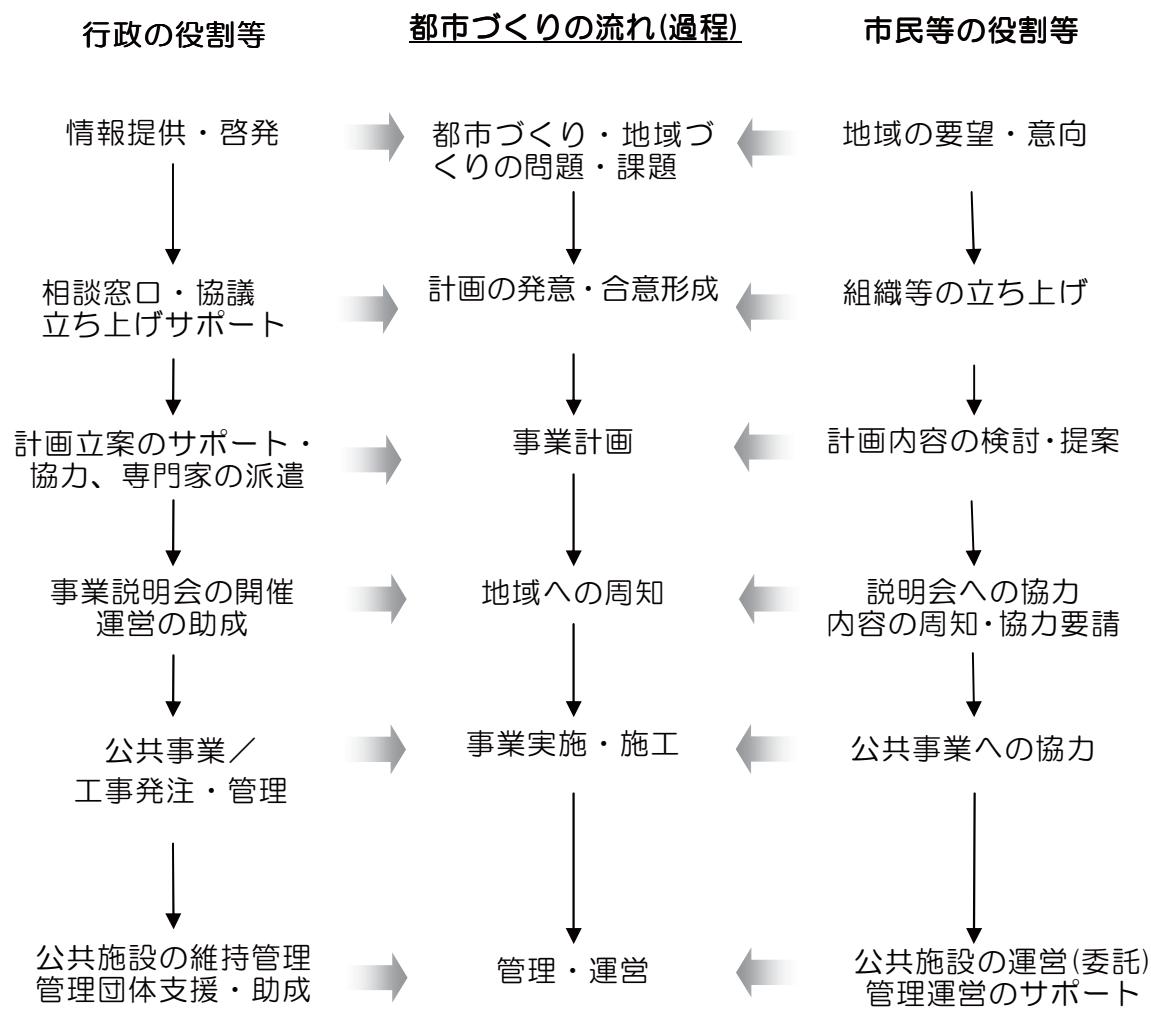
【都市づくりと市民活動のイメージ】

## (2) 市民参加型事業の展開

社会経済情勢の変化に伴い都市づくりに対する市民の関心が高まっているとともに、地域特性に応じた都市づくりへの需要も多様化しています。このため、地域独自の課題に直接対応すべき事項等については、行政主導から、市民参加型の事業に移行していくことが望まれています。

今後、市民参加の都市づくりを進めるにあたり、基盤整備等の過程において、初期段階から維持・管理まで、市民等と行政が協働した事業の実施を展開していく必要があります。

市民の役割と行政の役割は次のように整理できます。



【市民参加の都市づくりの流れ（参考例）】

### (3) 都市づくり参画手法

市民参加は、都市づくりの様々な段階で実施することが重要です。市民参加への取り組みは、地域への愛着、市民意識の育成、まちづくりの合意形成の円滑化、行政手続きの透明化といった効果が期待されます。

特に都市計画マスタープランの地域別構想においては、ワークショップの手法を活用したタウンミーティングの開催により、地区住民との意見交換を行いつつ作成していることから、地域独自の課題については具体的な事業化に向けて積極的な市民の参加・参画を図ります。また、こうした活動を通じて、将来的には住民主導で都市づくりが展開される体制の確立・充実をめざしていきます。

都市づくりへの参加手法としては、これまでの成果を踏まえつつ、次の方策を進めています。

#### ①広報・公聴（情報の提供と聴取）

都市づくり・都市計画制度に関する知識の普及や、各種事業の計画、実施等に関する情報の提供と意見聴取を行うため、講習会・勉強会の開催や各種イベントの開催、テーマに基づくアンケートの実施等を行います。幅広い市民等の意見を聴取することを考慮して、広報紙、パンフレット、ホームページ等の各種媒体を効果的に活用しつつ実施していきます。

#### ②会議等の開催（話し合いの場、意見聴取の場）

都市計画に関する計画立案、事業実施において、必要に応じて委員会、協議会等を開催し、委員を市民から公募します。今後の都市づくりにおいては一方的な説明だけではなく、集積した市民自らの意見や要望、疑問等が気軽に話せる場づくりが望ましいと考えられます。また、参加する委員が一部に限定されるため、インターネットのホームページや広報紙を活用して適宜報告を行うなど、できる限り開かれた会の運営に努めます。ホームページ等を活用したパブリックコメントを募集するなど、計画立案、事業実施の適切な各段階で市民との意見交換の場を設定します。

#### ③ワークショップ等の開催（課題発見・計画立案）

今後の都市づくり・地域づくりの各段階においては、意欲のある地域住民が自主的に参加し、話し合う場として、ワークショップ形式の活用を図ります。

ワークショップ形式は、身近な道づくり、公園づくりといった個別事業の計画立案、維持・管理等はもとより、地区計画や建築協定等の地区のまちづくりに関するルールづくりにおいて効果的な手法と考えられます。

## (4) 都市づくりへの市民参加の制度

都市計画法の改正により、地域住民や事業者等においても地区計画の案を提案することが可能になりました。また、土地利用や景観誘導に関する条例において、地域の実状に応じて、地域の個性を生かした都市づくり手法を制度化している自治体も増えており、地域主体の都市づくりに関する制度も充実しつつあります。

### ①地区計画制度等

地区計画制度は、一定の範囲の地区を設定し、都市づくりの方針を定め、建物の形態の制限や、道路、公園等の地区施設の配置など、住民の意向を配慮して地区レベルの詳細な計画を策定するものです。また、平成5年の都市計画法改正以降、市街化調整区域においても地区計画制度が適用されることとなりましたが、ゆとりある緑豊かな郊外型住宅地の整備や、既存集落周辺等の住環境保全、幹線道路沿道の計画開発地における環境・景観の周囲との調和などが考えられます

野洲市においては、ホープタウン錦の里地区等において地区計画が策定され、地区住民の協力による良好なまち並みの創出が行われています。



【ホープタウン錦の里】

### ②協定の締結等

地区計画制度に類するものとして、建築基準法に基づく建築協定があります。建築協定は、地域の特性等に基づく一定の制限を地域住民等が自ら設けることのできる制度です。そして、それをお互いが守っていくことによって、将来にわたって地域の住環境を保全し、魅力ある個性的なまちづくりを進めるための制度です。なお、建築協定を結ぶためには、協定を結ぶ土地所有者等の全員の合意が必要であり、市長の認可を得て成立することになります。建築協定によって協定できる内容は、建築物の敷地・位置・構造・用途・形態・意匠・建築設備に関する基準についてです。

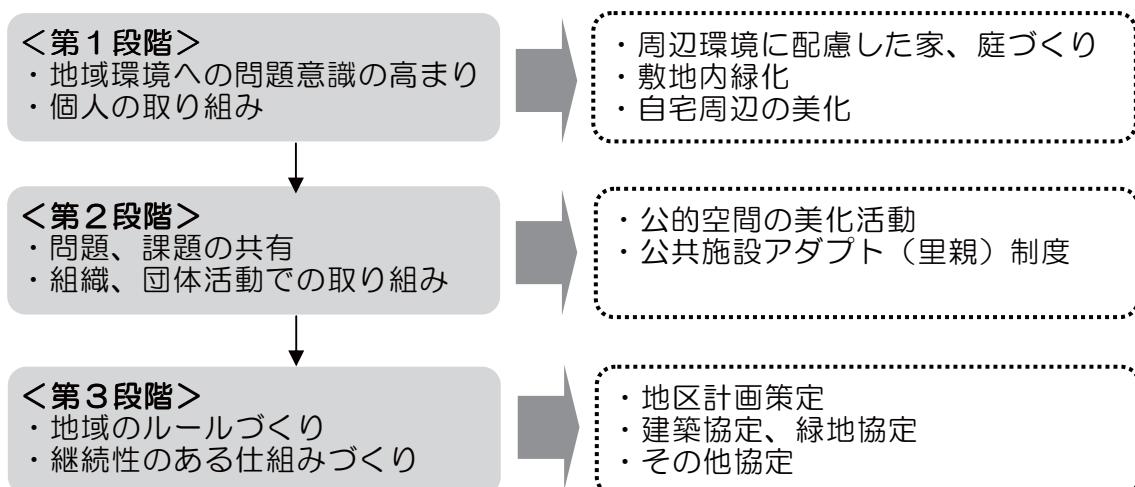
その他協定については、都市緑地法に基づく緑地協定、景観法に基づく景観協定等の制度があります。景観に関わるものとして、野洲市域では滋賀県の「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（風景条例）」に基づく近隣景観形成協定が結ばれている地区があります。この制度は自治会等を単位として、建築物の形態、意匠、色彩や緑化など、地域の景観を守り育てていくうえで大切なことがらについてのとりきめを互いに結び、協力して美しい地域づくりを進めていくための制度です。また、状況に応じて排水路や遊歩道の修景整備、ポケットパークの整備等を支援しています。

### 【建築協定と地区計画制度】

	建築協定	地区計画
根拠法	建築基準法	都市計画法
決定主体	区域内住民（協定者全員の合意）	野洲市（区域内の土地所有者の合意形成を図る）
対象地域	野洲市全域	野洲市全域（都市計画区域）
協定・計画内容	建築物の用途、敷地面積、建ぺい率、容積率、高さ、壁面の位置、形態・意匠、構造、設備、垣・柵など	地区施設、建築物の用途、敷地面積、建ぺい率、容積率、高さ、壁面の位置、形態・意匠、垣・柵など
決定手続	区域内住民（全員の合意） →公聴会 →野洲市意見 →特定行政庁の認可・公告	野洲市 →原案縦覧や意見聴取 →利害関係者意見 →案の縦覧→住民等意見 →滋賀県知事協議（必要事項のみ） →野洲市決定告示
効力の範囲	協定者全員（協定の認可公告後に土地所有者等になった者にも効力が及ぶ）	区域内の土地所有者
運営主体	地元の建築協定運営委員会	野洲市
違反に対する措置	運営委員会が行う	野洲市が行う
適用期限	協定で定める期間	期限なし

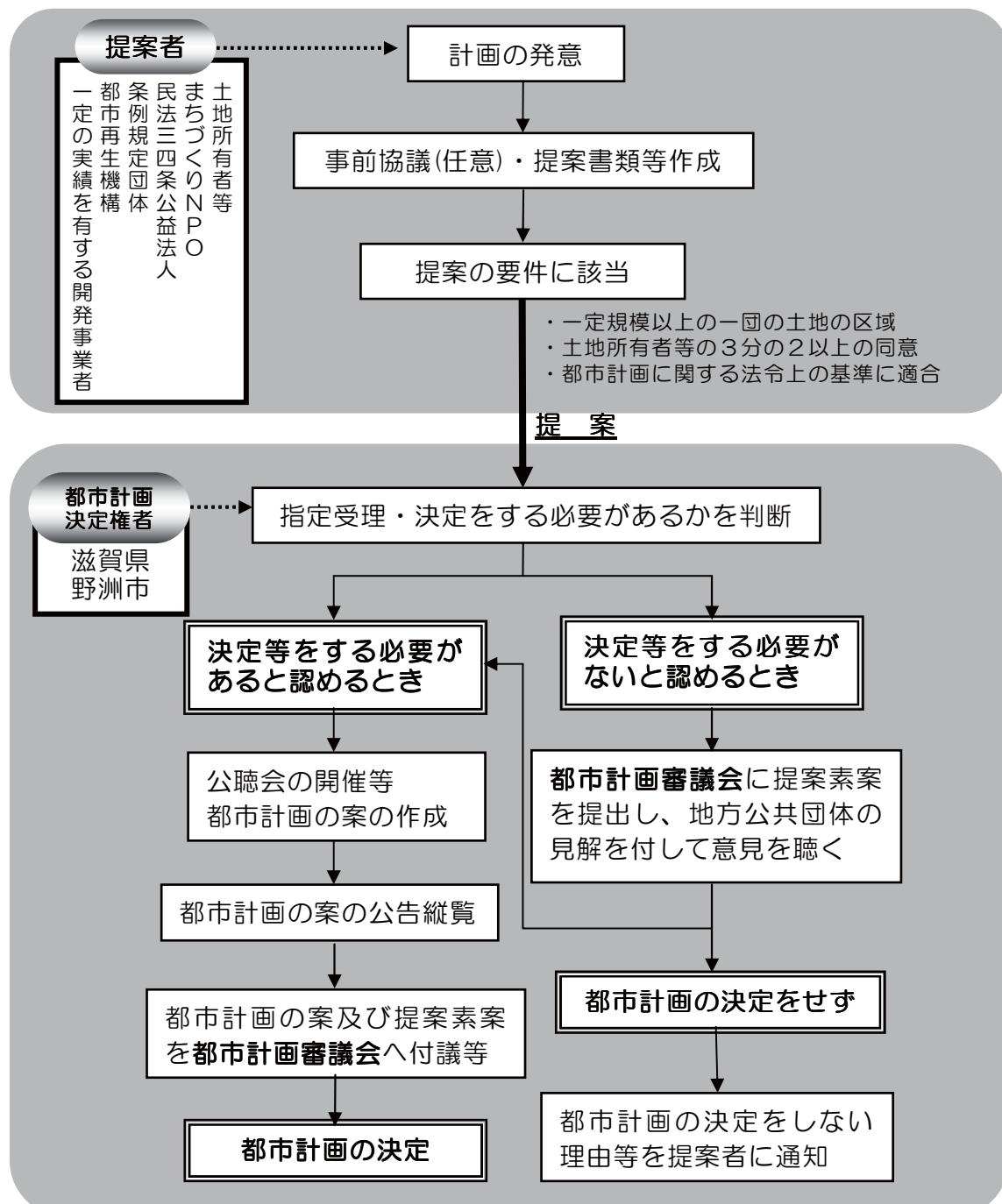
### ③市民主体の都市づくり・地域づくりの展開

地区計画制度等を活用した市民主体の地域づくりに向け、具体的なアクションをおこしていくためには、次のような段階を踏んで展開していくことが考えられます。



#### ④都市計画提案制度

平成14年の都市計画法改正により、都市計画提案制度が創設されました。この都市計画提案制度は、市民や団体等が行う自主的な都市づくり・地域づくりの取り組みを都市計画行政に積極的に反映させることを目的とし、市民等が都市づくりに積極的に参加し、都市計画の変更等の提案を行政に対して申し出ることができる制度です。



### 3. 実現に向けた今後の展開

#### (1) 社会情勢に対応した柔軟な計画の見直し

都市計画マスターplanは、長期的なめざすべき方向を示していますが、本市を取り巻く社会経済情勢の変化や都市の動向、主要事業の進捗等に伴い、時代に即応した視点による見直しが必要となる可能性があります。また、総合計画等の上位計画において大きな方針の転換があった場合には、これらとの整合も考慮する必要があります。なお、見直しに際しては、本マスターplanの方針を基本としつつ、策定委員会の設置や適切な住民参加手法の工夫等により、一層のマスターplanの充実を図ります。

#### (2) 計画の進行管理

都市計画マスターplanは長期的な視野に立って定められるため、計画に位置づけた方針全てがすぐに実現に向かうわけではありません。しかし、財政との整合に配慮しながら実現に努力するとともに、計画の進行具合を管理し、必要に応じた事業評価を行っていくことによって、各計画の有効性や達成度を認識することができます。

今後は、都市計画マスターplanの進行管理のためのマネージメントシステムの確立などについて検討していきます。計画の進行管理においては、本計画の策定・改定等の年次を基準とした各整備方針の指標を明示し、経年的にその推移を把握するなど、事業の熟度や達成度が明確になるような手法を検討します。また、各事業の実施にあたっては、状況に応じて地域住民を中心とする市民参加を促進とともに、各事業などの進捗状況の情報公開を行い、市民にとってわかりやすい都市づくりを進めています。



## 2020年の私たちの町

小学校5年 荒川 真妃さん

2020年の野洲市は、シンガポールのように、きれいな町であってほしいと、私は思います。

その理由は、今の野洲市はポイ捨てなどをして環境をよごしています。シンガポールは、ばっ金を使って町をきれいにしています。ですが私は、ばっ金を使ってきれいな町にしたくありません。私は、町のみんなが町をきれいにするように「ここにはゴミを捨てたらダメですよ。」などと、声をかけて一人一人が町をきれいにするような協力して町をきれいにする野洲市であってほしいです。

今も、野洲市内で、きれいな町にするために、がんばっている人がいると思います。その、わずかな人を、野洲市のみんなに、ひろめ、2020年には、とてもきれいな町になっていてほしいと、私は思います。

二年生のとき私は、学校に行く道で、何本タバコがポイ捨てされているか、かぞえながら行きました。そしたら約百本タバコが、ポイ捨てされていました。私も友達もビックリしました。その日から、ポイ捨てされているゴミがあるとなるべく、捨うようにしました。

ある日、家族と、買い物に行きました。すると車を止めようとしている所に、カンがポイ捨てされていました。とてもこまりました。私は、一人がポイ捨てをすると、周りの人たちがとてもこまります。なので、私はこれから、ポイ捨てをみんながしないように、ポスターなどをかいたり声をかけたりしながら、シンガポールよりとてもきれいな町にしたいです。

※平成19年3月策定時“未来の野洲市”作品募集 入選作品より

## 參考資料

## 参考資料

### 1. 改定の経緯

年	月	内 容
平成 24 年	4 ～ 6 月	<p>都計審（第1回） 平成24年5月21日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長から都市計画マスタープラン改定を諮問</li> <li>・臨時委員（公募）任命</li> <li>・大津湖南都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、野洲市総合計画改定概要説明</li> </ul> <p>＜改定方針（案）の策定＞</p>
	7 ～ 8 月	<p>都計審（第2回） 平成24年8月13日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改定方針（案）を審議し、改定方針を決定</li> </ul> <p>＜改定方針に従い、改定（素案）を作成＞</p>
	9 ～ 10 月	<p>都計審（第3回） 平成24年9月28日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改定（素案）審議</li> </ul> <p>＜審議内容、委員意見を踏まえ、改定（素案）を修正＞</p>
	11 ～ 12 月	<p>都計審（第4回） 平成24年11月8日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改定（素案）を審議し、市民に意見を求める改定（案）を決定</li> </ul> <p>平成24年11月22日</p> <p>＜改定（案）をパブリックコメント前に市議会説明＞</p> <p>平成24年11月26日 から 平成24年12月17日</p> <p>＜パブリックコメント実施＞</p>
	1 月	<p>都計審（第5回） 平成25年1月15日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改定（案）に対する市民意見への対応審議</li> <li>・市長に意見を答申</li> </ul>
	3 月	平成25年3月
	4 月	平成25年4月
		都市計画マスタープラン改訂版の決定・公表

## 2. 都市計画審議会

### (1) 野洲市都市計画審議会条例

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2の規定に基づき、都市計画行政の円滑な運営を図るため、野洲市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 市が定める都市計画に関すること。
- (2) 都市計画について市が提出する意見に関すること。
- (3) 開発許可等に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(平20条例28・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 4人以内
- (2) 市議会議員 4人以内
- (3) 関係行政機関の職員 1人
- (4) 住民の代表者 3人以内

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 審議会に、特別の事項を審議させるため、必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(2) 野洲市都市計画審議会委員名簿

(平成 25 年 3 月現在)

敬称略

	氏 名	備 考
第 3 条第 1 号委員  (学識経験のある者)	河村 能夫	龍谷大学地域連携フェロー
	松沢 松治	野洲市商工会
	岩崎 真治	野洲市農業委員会
	野洲 喜代治	行政職員 OB
第 3 条第 2 号委員  (市議会議員)	鈴木 市朗	市議会
	立入 三千男	市議会
	小菅 六雄	市議会
	梶山 幾世	市議会
第 3 条第 3 号委員  (関係行政機関の職員)	徳島 英和	滋賀県南部土木事務所長
第 3 条第 4 号委員  (住民の代表者)	富田 操	野洲市消費生活研究会
	大堀 義治	野洲市自治連合会
	坂 真佐子	野洲市女性団体連絡協議会
第 4 条委員  (都市計画マスタープラン改定審議臨時委員)	能登 勝	公募委員 (都市計画マスタープラン改定の審議が終了するまで)
	政本 幸三	公募委員 (都市計画マスタープラン改定の審議が終了するまで)

## ■用語解説

	用語	解説
ア行	アダプト制度	行政が、道路、公園、河川などについて、市民や民間業者と定期的に美化活動を行うよう契約する制度。アダプト(Adopt)とは、養子縁組をする意味。
	エコ・ミュージアム	エコロジー(生態学)とミュージアム(博物館)とをつなぎ合わせた造語で、住民の参加によって、その地域で受け継がれてきた自然や文化、生活様式を含めた環境を、永続的な方法で研究・保存・展示・活用していくという考え方。
	NPO(エヌ・ピー・オー)	NonProfit Organizationの略で、政府・自治体や企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。特定非営利活動法人。非営利組織。非営利団体。市民活動法人。市民事業体。
	大津湖南地域広域市町村圏	大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市で構成される広域行政の圏域。
力行	環境基本計画	環境基本法に基づき定める環境の保全に関する基本的な計画。
	区域区分	都市計画法に基づき、都市計画区域を、市街化を促進する市街化区域と、市街化を抑制する市街化調整区域に区分すること。
	景観	良好な景観は、自然のみといった単一の要素で構成された景観だけではなく、人々の生活など、複数の要素が調和することによって作られるものであることから、野洲市では、景観とは『地域の自然、歴史、文化などと人々の生活、経済活動などさまざまな景観要素によって作られる、人の目に映る景色』としている。
	景観協定	地域のより良い景観の維持・増進を図るために、景観法に基づき、土地所有者等の全員の合意により、良好な景観の形成に関する事項を協定し、住民自らの手で自主的な規制を行うもの。
	建築協定	建築基準法等の一般的な制限以外に、一定の区域において関係権利者の全員の合意のもと、建物の敷地・構造・意匠などについて取り決める協定。
	建ぺい率	建築面積(建坪)の敷地面積に対する割合。

	用語	解説
力行	コーディネーター	いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる係、役割。
	コーポート要因法	コーポート（同期間に出生した集団）ごとの時間変化を軸に人口の変化をとらえる方法であり、「出生」、「死亡」、「移動」等の要因により推計する方法。
サ行	サイン	符号、信号の意味であるが、ここでは、公共施設や観光施設等への誘導・PR等を行う案内図、案内板、案内標識のこと。公的に設置するものは公共サインという。
	サポーター	支持者。後援者。
	市街化区域	都市計画法に基づき定められる、市街化を促進する区域。既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的、計画的に市街化を図る区域。
	市街化調整区域	都市計画法に基づき定められる、市街化を抑制する区域。
	市街地開発事業	計画的な市街地の形成を図るため、道路、公園等の整備とあわせて、宅地の利用増進、建築物の整備を一体的かつ総合的に進める事業。土地区画整理事業や市街地再開発事業などがある。
	市街地再開発事業	市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の共同化や公共施設の整備等を一体的に行う事業。
	指定管理者制度	公共施設の管理を、株式会社・民間業者などにもさせることができる制度。施設を所有する地方公共団体の議決を経て管理者の指定をする。管理者は民間の手法を用いて、弾力性や柔軟性のある施設の運営を行う事が可能となる。
	市民活動支援センター	市民活動に関する情報の収集や発信、市民活動団体等の交流の促進や支援に関する相談、まちづくりの協働の推進についての拠点となる施設。
	自由通路	主に鉄道駅の出入口を結ぶ区間で、橋上化等により線路等をまたぐ歩行者専用の通路。
	秀麗な	他のものより一段とりっぱで美しいこと。
タ行	潜在的	外からは見えない状態で存在する状態。
	即地的	地形・地物に合わせて示せる状態。
	タウンミーティング	行政当局が地域住民を集めて行う対話集会。

	用語	解説
タ行	多角格子構造	近畿圏基本整備計画においてめざすべき圏域構造として位置づけられたもの。各都市・地域が「核」となることをめざし、「多核」である近畿圏を形成する。また、各都市・地域間の「連携軸」を形成することにより「格子状」となり、「多核格子構造」を形成する。
	地域住宅計画	地方公共団体が法に基づいて作成した、公的賃貸住宅等の整備等に関する計画。地域の住宅に関する現状、課題、目標、目標を達成するための事業等についての方針、計画を定めるもの。
	地域地区	都市計画法で定めることのできる、土地利用や建築等に関する規制を行う地区。用途地区、高度地区、防火地域・準防火地域、風致地区等がある。
	地域防災計画	災害対策基本法に基づき定める災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関する計画。震災編、風水害編等がある。
	地区計画制度	良好な都市環境を形成するため、地区住民等の合意に基づいて、地区の将来像やルールをつくり、建物の用途、高さなどを定め、道路や公園・緑地などを確保していく制度。
	D I D (ディー・アイ・ディー)	D I D は人口集中地区 (Densely Inhabited District) の略。国勢調査において、原則として人口密度が 40 人／ha 以上かつ、人口 5,000 人以上の地区。
	デバイス	回路・システムの構成単位。その機能を果たす手段により電子デバイス・半導体デバイスなどとよぶ。電子デバイスは、電子の働きを応用し、增幅など能動的な仕事をする素子の総称。トランジスタ・電子管（真空管等）など。
	点字ブロック (正式名称は視覚障害者誘導用ブロック) ※「点字ブロック」は財団法人安全交通試験研究センターの登録商標	歩道や公共建築物、駅のプラットホームなどに敷設された視覚障がい者誘導用のブロック。介護者なしで歩く人の安全を図るためのもので、突起がつけられていて足の裏の触感で位置や方向が分かるようになっている。
	都市計画提案制度	市民や団体等が行う自主的な取り組みを都市計画行政に反映させることを目的とし、市民等が都市計画に積極的に参加し、都市計画の変更等の提案を行政に対して申し出ることができる制度

	用語	解説
タ行	都市再生機構	大都市等における市街地の整備改善や賃貸住宅の供給支援、UR 賃貸住宅の管理を主な目的とした独立行政法人。略称は UR 都市機構もしくは UR ( <u>Urban Renaissance Agency</u> )。
	都市施設	都市計画法に基づき、都市計画に定められる施設。円滑な都市活動を確保し良好な都市環境を保持するために必要な施設。道路、公園、下水道等。
	土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、公共施設の整備・改善、宅地としての利用の増進を図るために、土地区画整理法に基づいて行われる土地の区画・形質の変更、公共施設の新設または変更などに関する事業。
	豊積の里	旧野洲川河口の肥沃な土壤と豊富な灌漑に恵まれ、有数に穀倉地帯として栄えてきた「豊積荘」の呼称に由来し、主として中主地域に広がる農業地域の総称。
ナ行	農業振興地域整備計画	市町村が、法律に基づき、土地の区分や農業上の用途区分など農業振興地域について定めるもの。
ハ行	パブリックコメント	行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、案に対して広く市民等から意見や情報を提出していただく機会を設け、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うもの。
	バリアフリー	障がいのある方やお年寄りの生活に不便な障壁（バリア）となるものを除去する考え方。道や床の段差をなくしたり、階段のかわりにゆるやかな坂を作ったりするのがその例。
	PFI	Private Finance Initiative の略で、国や自治体が行ってきた社会資本整備などの公共事業を、民間の資金やノウハウを活用して行う手法のこと。
	ビオトープ	生物群集が存在できる環境条件を備える地域。生物群の生息場所。
	ビジョン	将来の構想。展望。
	ヒートアイランド現象	放出される人工熱や地表がコンクリートで覆われたことなどにより、都市部が周辺域より高い温度になっている現象。
	輻輳（ふくそう）	四方から寄り集まること。物事がひとつの場所に集中すること。

	用語	解説
ハ 行	防火地域・準防火地域	市街地における火災の危険を防ぐため、建築基準法と連動しつつ建築物の防火上の構造制限が行われる地域地区の一種。
	ポケットパーク	道路整備や交差点の改良によって生まれたスペースにベンチを置くなどして作った小さな公園。
マ 行	マネージメントシステム	活動の目的を達成するようにうまく事業運営するため、体系的で透明性のある方法によって指揮及び管理する仕組みのこと。
ヤ 行	ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々に利用しやすい都市環境や生活環境、製品をデザインする考え方。
	容積率	建築物の延べ面積の、敷地面積に対する割合。
	用途地域	都市計画法により、都市の環境保全や利便の増進のために、地域における建物の用途に一定の制限を行う地域。住居・商業・準工業・工業の各地域に大別される。
ラ 行	ランドマーク	その土地の目印や象徴になるような地形・地物、大規模建造物。
	緑地協定	市街地の良好な環境を確保するため、都市緑地法に基づき、土地所有者等の合意により、住民自身による自主的な緑地の保全や緑化に関する協定。
ワ 行	ワークショップ	参加者が専門家の助言を得ながら問題解決のために行う研究集会。

